

督促手続オンラインシステム

民事訴訟法の一部改正により、支払督促手続のオンライン化が可能となったことを受けて、現在、一部の簡易裁判所で取り扱う支払督促事件について、インターネットによる申立て等を受け付ける「督促手続オンラインシステム」の開発が進められています。

「督促手続オンラインシステム」の稼働後は、支払督促事件のうち、定型的な処理が可能なものについて、同システムを利用して、支払督促の申立てや申し立てた事件の進行状況の照会等をオンラインで行うことが可能になります。



1 支払督促手続とは

◆債務者が貸金、売買代金等を支払わない場合に、債権者（申立人）の申立てにより裁判所書記官が相手方（債務者）に、支払を命じる「**支払督促**」を発付します。

◆訴訟手続のように、関係者が審理のために裁判所に来る必要はありません。

◆相手方には、支払督促の内容を記載した「**支払督促正本**」が送られます。相手方は、この内容に不服がある場合は、異議を申し立てることができます。この「**督促異議の申立て**」があると訴訟手続になります。

◆相手方から督促異議の申立てがなければ、申立人は、「**仮執行宣言の申立て**」ができます。申立人は仮執行宣言が付された支払督促に基づいて強制執行手続を申し立てて相手方の給料などを差し押さえることができます。

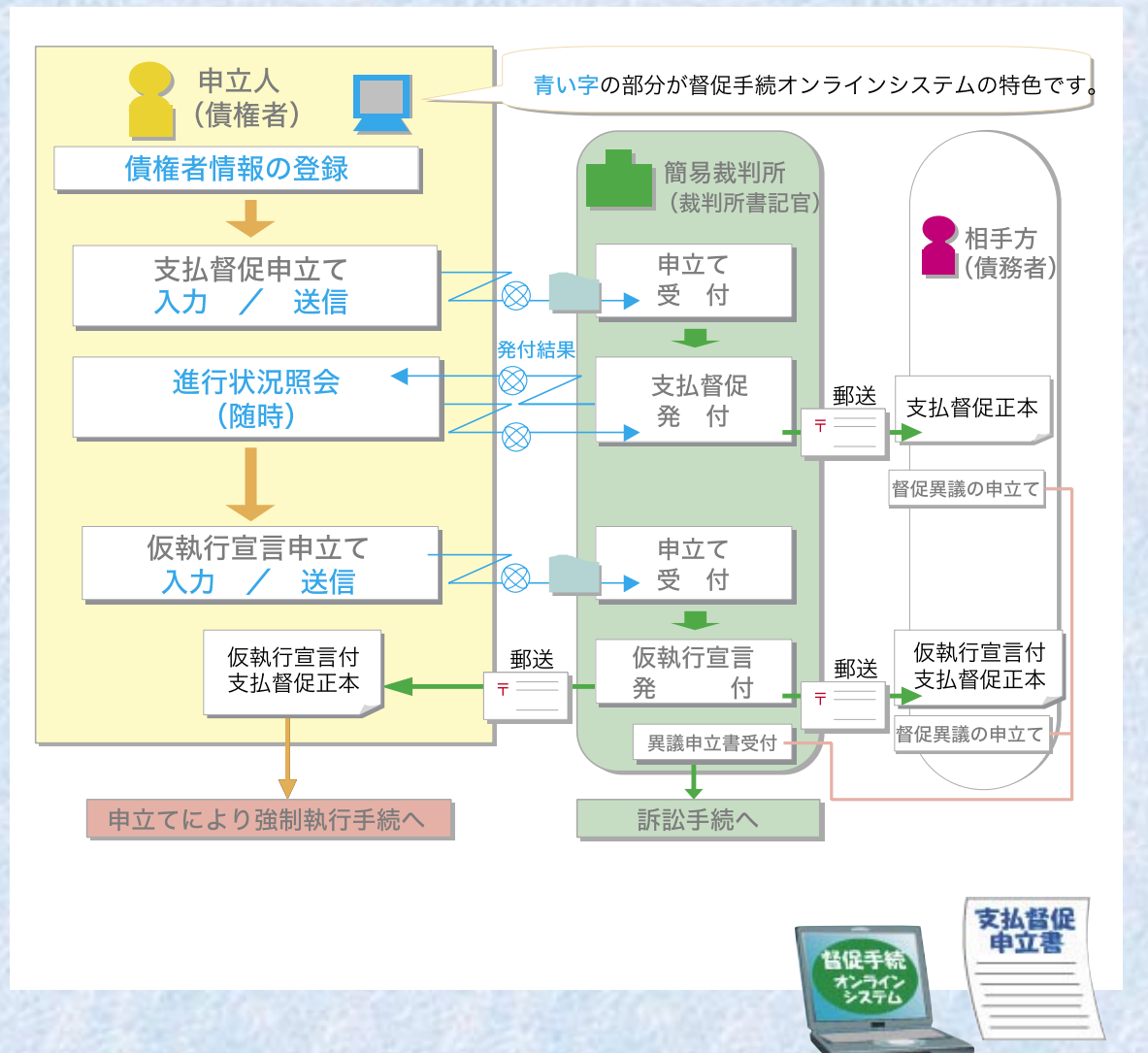
2 督促手続オンラインシステムでは

申立人は、**支払督促**や**仮執行宣言**などの申立てを、インターネットを利用して行うことができます。

なお、申立てに不備がある場合などの裁判所からの連絡を電子メールで受け取ることもできます。

（手続の流れについては、右ページの図もご参照ください。→）

督促手続オンラインシステムを利用した支払督促手続の流れ



3 督促手続オンラインシステム利用のメリット

◆裁判所や郵便局に行く必要はありません。

会社や事務所にいながらにして支払督促の申立てができます。

◆夜間・休日でも手続ができます。

基本的に、24時間365日、申立てを受け付けます。

◆申立書作成が簡単になります。

債権者の情報を最初に登録することにより、申立人に関する住所や氏名等の基本的な情報は自動的に入力されます。

また、「複数申立用インタフェース」を利用して、多数の申立書をまとめて送信することもできます。

◆手数料などの納付が簡単です。

手数料や郵便料については、インターネットバンキングやATMを利用して、電子的に納付することができるので、面倒な印紙の貼付や郵便切手の添付が不要です。

◆申立ての進行状況が随時確認できます。

インターネットを利用して、申し立てた事件の進行状況を確認することができます。

◆手続案内をいつでも参照できます。

ホームページ上で、このシステムの利用方法や支払督促手続に関する総合的な情報を提供することにより、いつでもご覧いただけます。

4 督促手続オンラインシステムを利用するためには

利用方法は、今後公開予定の「督促手続オンラインシステム」ホームページで詳しくお知らせします。利用にあたり必要な主な手続としては、次の①～③が予定されています。

① 電子証明書の取得

このシステムでは、不正アクセス等の防止のために、電子認証によって手続を行いますので、事前に電子証明書を取得する必要があります。取得方法の詳細については、ホームページでご案内します。

② 債権者情報の登録

このシステムでは、事前に債権者情報を登録して、ユーザIDを取得する必要があります。**単数申立て**（1件ごとに申立てを入力する方法）と**複数申立て**（複数件を一括して申し立てる方法）で登録手続が異なります。

③ 申立ての入力

債権者情報を登録後、ホームページ上から、ユーザID、パスワードを入力することにより申立てができます。簡単に入力できるよう、各画面に説明が表示されますので、画面の案内に従って、入力することができます。

夜間OK
休日OK

裁判所 郵便局

進行状況

単数申立て (画面イメージ)

複数申立て (画面イメージ)

申立書作成

「督促手続オンラインシステム」の利用については、
最高裁判所事務総局にお問い合わせください。